

米沢市景観まちづくり基金事業 補助金募集のお知らせ

「米沢らしい美しく魅力あるまちなみづくり」を目的として、米沢市内の指定された区域内の建物や塀等の新築、増改築を行う場合に、補助金を交付します。

◆補助メニュー

○景観形成推進事業

【事業概要】建物、塀等の新築、増改築などの工事のうち外観に関するもので、「景観形成デザインガイド^{※裏面参照}」の基準に適合する事業に対して補助金を交付します。

【対象区域】米沢市景観形成重点地区

・米沢駅周辺地区 ・松が岬公園周辺地区 ・上杉家廟所周辺地区 ・小野川地区

最大 **60** 万円

補助対象経費の
2分の1以内

※ 前年度までに本補助事業を実施した建物と同じ敷地で、再度申請される場合は、60万円から既に交付された補助金の額を差し引いた額となります。

○歴史的建造物保存事業

【事業概要】歴史的建造物等の外観の維持修繕のために必要な事業に対して補助金を交付します。

【対象物件】・都市計画区域内の歴史的建造物* ・米沢市景観賞「残したい建物部門」受賞建造物

★築50年以上で歴史的建造物として審査会より認定された建造物。

補助金申請後に審査会が認定の審査を行います。

最大 **50** 万円

補助対象経費の
2分の1以内

※ 前年度までに本補助事業を実施した建物と同じ敷地で、再度申請される場合は、50万円から既に交付された補助金の額を差し引いた額となります。

※ 補助の対象となる事業は、原則として補助金の交付決定通知を受けた後に行う事業となります。

※ 同一の事業に重複して申請することはできません。

※ 対象の経費が10万円を超える事業が対象となります。

※ 補助金額の決定は、令和3年度当初予算の米沢市議会での成立が前提となります。

◆補助事業の対象者

補助対象物件の所有者又は借地権、借家権、使用权等を有する方で事業実施について所有者等の承諾を得ている方。

◆募集受付期間

令和3年 **2月1日**(月)から **4月7日**(水) 必着

※ 先着順ではありません。受付終了後、すべての申請事業について第三者機関(米沢市景観形成委員会)で審査した結果、予算の範囲内において採択されたもののみ補助対象事業となります。

問合せ先／米沢市 建設部 都市整備課 都市政策担当 電話:22-5111(内線5203) FAX:24-4541

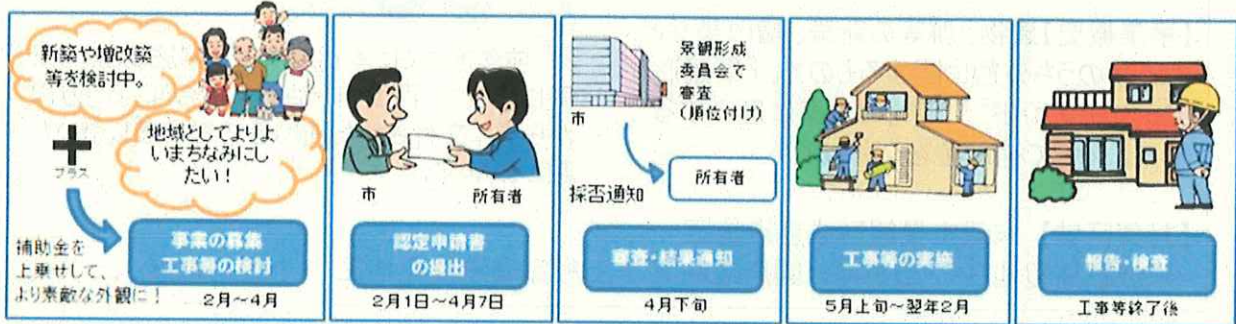
◆「景観形成重点地区」と「景観形成デザインガイド」について

本市では、積極的に良好な景観を形成する必要がある区域を「景観形成重点地区」として指定しており、松が岬公園周辺地区、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区、小野川地区がその指定を受けています。

重点地区にはそれぞれの地区の特徴に沿った形で景観形成をしていくための「景観形成デザインガイド」が設定されており、補助事業ではデザインガイドに沿ったものであることが採択の条件となっています。



◆手続きの流れ(概略)



◆認定申請の提出書類

次の書類を1部作成し提出してください。(郵送、持参とも可。) ○は必須の書類です。

項目	景観形成推進事業	歴史的建造物保存事業
1 認定申請書	○	○
2 景観形成デザインガイドとの整合を示す書類	○	-
3 案内図、位置図、付近見取図等	○	○
4 平面図、立面図(着色)等の設計図書で補助事業の実施内容が明確にわかるもの	○	○
5 補助事業着工前の写真	○	○
6 補助事業に係る事業費見積書等	○	○
7 その他市長が必要と認める書類 ※…提出を指示された場合に限る。	※	※

※ 様式等は市ホームページからダウンロードできます。

※ すべての書類について、A4サイズ片面(図面等についてはA3も可)としてください。

※ ホチキス止めはしないでください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 書類に不備がある場合、修正、再提出を求める場合があります。正式提出の前にあらかじめご相談いただくことをお勧めします。

◆詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

米沢市景観まちづくり基金

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/2002.html>

